



備考 1 用紙の大きさは、適宜とする。

2 この通知書には、次の各号に掲げる区分を設け、それぞれ当該各号に掲げる債権の現在額を計上するものとする。

イ 歳入 歳入金に係る債権

ロ 歳入外 歳入金に係る債権以外の債権でハ及びニに掲げるもの以外のもの

ハ 積立金 積立金に属する債権

ニ 資金 資金（積立金を除く。）に属する債権

3 勘定のある特別会計にあつては、前号の区分をさらに勘定別に区分するものとする。

4 一般分の欄には、法第21条第1項又は第2項（徴収停止）の措置をとつた債権以外の債権の現在額を、徴収停止分の欄には、同項の措置をとつた債権の現在額を、それぞれ計上するものとする。

5 必要があるときは、この書式に定める事項以外の事項の欄を付け加えることができる。